**B**-④沿道・沿線景観（建築物・工作物）

| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | | チェック欄 |
| --- | --- | --- | --- |
| 配置 | ①建築物や植栽は、沿道・沿線からの眺めに配慮して配置する。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |
| 形態  意匠  色彩 | ②交差点に面した建築物は、角地の見通しに配慮した形態・意匠とする。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ③隣接する建築物と低層部の軒高をあわせるなど、街並みの連続性の確保に努める。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| ④道路や鉄道からの眺めに配慮した形態・意匠・色彩とする。 | | □はい□いいえ  □該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） | |

注※欄は、記入しないこと。